

令和7年7月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和7年7月25日（金）

午前10時10分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1 番 小林 孝幸	2 番 楠田 孝夫	
4 番 田中 孝喜	5 番 田島 正孝	
7 番 高尾 晃		9 番 村川 浩記
10 番 松下 喜光	11 番 山口 泰	13 番 西 秀敏
14 番 川島 博昭		

2. 欠席委員

6 番 増田 京子	8 番 谷村 英里子
-----------	------------

3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

4 番 田中 孝喜	5 番 田島 正孝
-----------	-----------

第2 提出議案

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

来月の総会へ審議持ち越し

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第18号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の
要請について

「異議なし」により可決承認

議案第19号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の
要請について

「異議なし」により可決承認

第3 報告事項

報告第3号 農地転用許可除外届出について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和7年7月25日（金） 午前10時10分 開会

溝上係長	ただいまから令和7年7月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
川島会長	<会長あいさつ>
溝上係長	ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
川島会長	<先月の総会から現在までの会務報告>
溝上係長	ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
川島会長	それでは、議事日程に従って、会議を進めます。 議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。 本日の会議録署名委員は 「4番 田中委員」「5番 田島委員」をお願いします。
	次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番 を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	（別紙資料 議案第15号の申請番号1番を朗読し説明する。） 1番の申請ですが、譲受人が農地の規模拡大を検討していたところ、地区外に居住しており維持管理が困難であるため、譲渡を検討していた譲渡人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。 譲受人はこれまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。 以上、ご審議方よろしくをお願いします。
川島会長	それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 湯無田地区の担当委員である「2番 楠田委員」をお願いします。
楠田委員	はい、2番 楠田です。事務局の説明とおりです。譲受人が以前はかぼちゃ等を耕作しており引き続き耕作をされるということなので問題はないかと思えます。ご審議方お願いします。

川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 1 番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第 15 号の申請番号 1 番は、許可することにいたします。 続きまして議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 2 番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第 15 号の申請番号 2 番を朗読し説明する。) 2 番の申請ですが、維持管理が困難であるため、譲渡人が売買を検討していたところ、野菜を耕作したい譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第 3 条の申請をされています。 譲受人はこれまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから、事務局としては特段問題ないかと思えます。 以上、ご審議方よろしくお願いします。
川島会長	それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 井石地区の担当委員である「4 番 田中委員」をお願いします。
田中委員	はい、4 番 田中です。事務局の説明とおりで。所有者が遠方におり管理が難しい状態でしたが譲受人が管理をし耕作をされるということなので問題はないかと思えます。ご審議方をお願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 2 番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第 15 号の申請番号 2 番は、許可することにいたします。 続きまして議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第 16 号を朗読し説明する。) 申請地ですが、道路幅が 4 m に満たない道路（建築基準法で 2 項道路という。）で、実際に 2 t 車が通行しにくいなどの問題があり、道路を確保するため転用の申請をされています。 建築基準法では、幅 4 m 以上の道路に土地が 2 m 以上接していないと建物を建てることができない規定があります。その場合、道路の中心線から敷地を後退させて道路幅を広くする必要がありますが、申請地が将来的に宅地となる場合があっても対応できるよう、今回、申請地側だけを 0.95m 後退させる計画となっています。 また、敷地内には西ノ原区画整理地区界を示す石柱が 2 か所あります。これは事業境界線を意味しますが、位置変更する場合、土地区画整理法による県の許可が必要となります。 次に被害防除計画ですが、盛土を最高 0.6m 行うということですが擁壁を設けて土砂流出等の対策を行うとあります。また、新規に建物を建築しないので日照、通風等の被害は生じないと思われます。なお、雨水の排水は、自然流下する計画となっています。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします
川島会長	それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 折敷瀬地区の担当委員である「5 番 田島委員」をお願いします。
田島委員	はい、5 番 田島です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。
村川委員	〇〇番地が現在すでに道になっていますが今後どのような対応をされるのですか。
溝上係長	すでに道になっているため県の方へ違反連絡票を提出したいと思います。
村川委員	今回の申請と併せて審議をした方が良くと思うのですが。同じ目的なので一方は申請をし、一方は申請をしないというのはいかがなものかと。
溝上係長	そうですね。それでは対応を考え、来月以降に審議をしたいと思います。

川島会長	それでは今、事務局が言われたように議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、今回は審議をいたしません。よろしいでしょうか。 (「異議なし。」と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第 16 号は、審議持ち越しすることにいたします。 続きまして、議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号 1 番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第 17 号の申請番号 1 番を朗読し説明する。) 1 番の申請ですが、個人住宅を建設するために申請をされており、土地所有者の孫である事業計画者は、将来的に祖父母や両親の面倒を見る必要があるため、実家に近い土地を検討した結果、最適な土地が申請地以外になかったため、3 月に農用地除外申請が出され、4 月の総会でも審議したもので、今月、農用地除外について県知事の同意があったことから、転用申請が提出されたものです。 申請農地は、昭和 62 年に土地改良法により換地処分が行われた農地であることから「第 1 種農地」と判断され、農用地から除外後、第 1 種農地の例外規定にある「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、転用の許可は可能と判断しています。 次に被害防除計画ですが、盛土等を行わず、現状のまま利用するため、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築も平屋住宅であるため、日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水の排水は自然流下する計画となっています。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。
川島会長	それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 小樽地区の担当委員である「1 番 小林委員」をお願いします。
小林委員	はい、1 番 小林です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第17号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続きまして、**議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第17号の申請番号2番を朗読し説明する。)

申請地ですが、平成7年に転用申請をせずに産業廃棄物処理場が建てられ、現在も同目的で稼働しております。今回、経営を別会社へ継承することに伴い、敷地内の地目を確認したところ、申請地の地目が畑のままになっていることが判明したものです。正式に産業廃棄物処理場として転用をしたいとのことで県と協議を行った結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、追認申請をされています。

簡易手続きと判断された理由としては、「簡易手続相当の違反案件の基準」のうち、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当し、申請地の原状回復は困難かつ近隣農地の耕作等への影響はないと県が判断したことによるものです。

なお、申請地は換地処分がされている場所ですが、第1種農地となる条件を満たしている確証がないこと(10ha以上の農地でもなく、該当する事業等を判断できないこと)及び産業廃棄物処理場の敷地内である隣接地(〇〇番地)が平成7年当時から第2種農地となっていることから総合的に第2種農地と判断しています。

次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害の影響もなく、既存建物以外に新規に建物を建築しないので日照、通風等の影響はないものと思われます。排水計画ですが、雨水は自然流下により排水し、汚水は汲み取りにより排水されることとなっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。
村木地区の担当委員である「13番 西委員」をお願いします。

西委員	はい、13番 西です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第17号の申請番号2番は、許可することにいたします。
川島会長	続きまして議案第18号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第19号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第18号について読み上げて説明する。) 今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、鬼木郷田尻1021-1 他合計36筆で、面積は、合計89,477㎡となります。 利用権設定をするものは、鬼木郷〇〇さん他17名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田、及び変更・水田となっています。 期間はすべて令和7年10月13日からで、10年間の令和17年10月12日までの34筆、8年9ヶ月間の令和16年7月9日までの2筆となっています。 (別紙資料 議案第19号について説明する。) 次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。土地の所在及び面積は、鬼木郷田尻1021-1 他合計36筆で、面積は、合計89,477㎡となります。利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、鬼木郷〇〇さん他12名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。 期間はすべて令和7年10月13日からで、10年間の令和17年10月12日までの34筆、8年9ヶ月間の令和16年7月9日までの2筆となっています。

川島会長	審議に入りますが、利用権設定を受ける者の中に「〇〇委員」が入っており、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に基づき、議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。 (〇〇委員退室)
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りいたします。議案第18号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第19号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	異議なしということで、議案第18号及び議案第19号については、承認することといたします。 〇〇委員の入室を許可します。 (〇〇委員入室)
川島会長	続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。報告第3号「農地転用許可除外届出について」、事務局からの説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 報告第3号を朗読し報告する。)
川島会長	報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3報告事項を終わります。 以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会7月定例総会を閉会します。 *終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。